

指定居宅介護支援事業所
「勅使苑介護支援センター」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(豊明市指定 第 2374800023 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 勅使会
(2) 法人所在地 愛知県豊明市沓掛町勅使8番地105
(3) 電話番号 0562(95)0200
(4) 代表者氏名 理事長 松井 樹

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 利用者の方が、自立した日常生活がおくれるよう援助を行います。
(3) 事業所の名称 勅使苑介護支援センター
- ・ 平成12年4月1日指定
 - ・ 平成23年5月1日特定事業所加算(Ⅱ)届出
 - ・ 平成27年4月1日特定事業所加算(Ⅲ)に変更
 - ・ 平成27年9月1日特定事業所指定取り下げ
 - ・ 平成27年11月1日特定事業所加算(Ⅱ)に変更
 - ・ 平成31年3月1日特定事業所加算(Ⅲ)に変更
 - ・ 平成31年4月1日特定事業所加算(Ⅱ)に変更
 - ・ 令和3年4月1日特定事業所加算(Ⅲ)に変更
 - ・ 令和7年10月1日特定事業所加算(Ⅱ)に変更
- (4) 事業所の所在地 愛知県豊明市沓掛町勅使8番地51
(5) 電話番号 0562(95)0052
(6) 事業所長(管理者)氏名 塩田 浩之
(7) 当事業所の運営方針 介護、福祉制度を利用しながら、医療との連携を図りながら公正中立に援助します。(なお、当事業所作成のケアプランにおける、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護の利用状況は別紙のとおりです)
(8) 福祉サービス第三者評価機関からの評価の有無 無
(9) 委員会の設置 虐待防止と感染症予防まん延防止の委員会を設置して研修を実施しています。場合により、市町村等関係機関と連携を取っています。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 豊明市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
受付時間	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分
サービス提供時間帯	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

※上記以外の曜日時間でも、お急ぎのご用件の時はお電話いただければ、担当の介護支援専門員より折り返しご連絡いたします。電話を受けた者にご連絡先をお伝えください。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤
1. 事業所長(管理者) (介護支援専門員兼任)	1
2. 主任介護支援専門員	1
3. 介護支援専門員	3

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

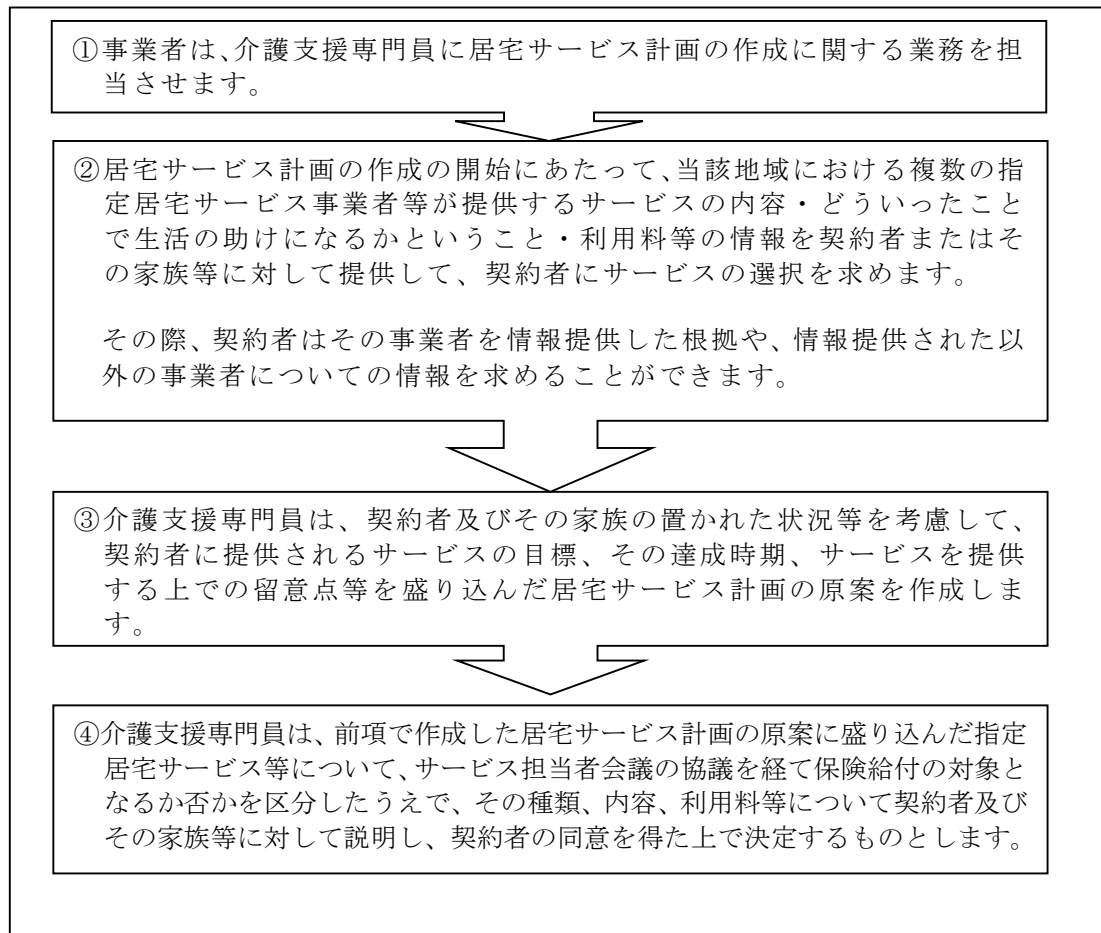
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介等を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法令の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記により計算されたサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。この際、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、後日それを保険者市区町村窓口に提出いただくことで全額払戻を受けられます。

※下記の基本単位と加算単位(該当するもののみ)の合計に処遇改善加算として0.021を乗じて小数点以下四捨五入して、さらに地域加算 10.70 を乗じて小数点以下を切り捨てた数字がサービス利用料金になります。

要介護１・要介護２
１，０８６単位

要介護３～要介護５
１，４１１単位

その他、加算項目として、

1. 当事業所は主任介護支援専門員の資格を取った職員の配置、24時間連絡体制の確保などを行い、特定事業所加算(Ⅱ)の体制届を豊明市に提出しております。これにより毎月421単位が上記料金に加算されます。
2. 新規契約後の初回請求時、または要介護更新認定などで介護度が2段階以上上がった後の最初の請求時は初回加算として300単位が加算されます。
3. ご契約者が病院(または診療所)や介護保険施設から退院・退所される際に、当該医療機関・施設を訪ねて、病院(施設)職員から在宅復帰に向けての情報提供を受け、居宅サービス計画書の作成・サービスの利用調整を行った場合、病院・施設に赴いた回数に応じて、退院・退所加算として1回で450単位、2回以上で600単位が加算されます。また、退院(退所)会議の形で情報提供を受けたことが1回以上あり、計画書作成やサービス利用調整を行った場合は、1回で600単位、2回で750単位、3回以上で900単位が加算されます。ただし、この加算を算定する場合は前項の初回加算を同時に請求する事はありません。
4. ご契約者が病院(または診療所)に入院した際、当該医療機関に生活状況などについて情報提供した場合、入院時情報連携加算として、入院前もしくは入院当日に行った際は250単位、3日以内に行った場合は200単位が加算されます。

5. ご契約者が病院または診療所において医師の診察を受ける時に、必要に応じて介護支援専門員が同席し、医師等に対してご自宅での生活状況や注意事項についての情報のやり取り及び記録を行った場合、通院時情報連携加算として50単位が加算されます。

以上

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご契約者の介護保険料の滞納等により、前記(1)の料金・費用が発生した場合は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに当事業所へ、現金にてお支払い下さい。

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) その他

医療機関に入院された時は、担当の介護支援専門員の名前と当事業所の電話番号を入院先にお知らせください。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担 当 者 塩田 浩之

電 話 0 5 6 2 （ 9 5 ） 0 0 5 2

○受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

社会福祉法人 勅使会 苦情解決第三者委員	＜NPO法人あいち福祉オンブズマン＞ 相談窓口 FAX専用相談シートにより 0 5 2－2 2 8－1 7 3 8にFAX
豊明市役所 長寿課	所 在 地 豊明市新田町子持松1番地1 電話番号 0 5 6 2 （ 9 2 ） 1 2 6 1 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8：30～17：15
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内苦情相談室	所 在 地 名古屋市東区泉一丁目6番5 電話番号 0 5 2 （ 9 7 1 ） 4 1 6 5 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：00～17：00 (12：00～13：00を除く)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 勅使苑介護支援センター

説明者職名 居宅介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 印

(代筆者)

契約者との関係 ー

代筆が必要な理由…

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 3 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 3 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ⑤ ご契約者やそのご家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑥ ご契約者やそのご家族等が、故意または重大な過失や暴力暴言により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合、または著しい不信行為・セクシャルハラスメント等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合